

一般社団法人富山県経営者協会

会長 金岡 克己 殿

## 長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

富山県内における労働時間の現状は、労働者1人平均の年間総実労働時間が1,882時間と全国平均を100時間強上回っており、年次有給休暇の取得率も事業所全体の大半を占める労働者数300人未満規模の事業所において、依然として5割を下回っている状況にあります。

このため、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など働き方の見直しが求められ、本県においては、貴団体をはじめとした経済団体、労働団体、行政機関などと連携し、働き方改革推進運動や「イクボス企業同盟とやま」の取組など、「働き方改革」に向けた取組を進めているところです。

また、本年7月6日、働き方改革関連法が公布され、同月24日には、過労死等防止対策推進法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定され、長時間労働の削減に向けた取組の徹底等について国が取り組む重点対策として明示されました。

従来から、過労死等防止対策推進法では、11月を「過労死等防止啓発月間」と位置付け、月間中は全国的な取組として、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしております。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行の転換を図り、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。

これまでも貴会におかれましては、傘下企業等への周知啓発について御協力を賜ってきたところではありますが、「働き方改革」に向けた取組の周知啓発に引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成30年11月7日

富山県知事 石井 隆



富山労働局長 佐藤 靖夫

